

# 【畜産試験場】畜産試験場（職員宿舎除く）個別施設計画

策定年月日

令和3年3月18日

## 1 対象施設・施設概要

### 施設情報

施設名称	畜産試験場	所管所属名称	畜産課
------	-------	--------	-----

### 公共施設等総合管理方針施設分類

大分類	公用施設	中分類	試験研究教育施設	小分類	試験研究施設
-----	------	-----	----------	-----	--------

### 主要建物概要

構造		用途		建築日	
経過年数		耐用年数		目標使用年数	
運営方式	直営	管理者名称	畜産試験場	全延床面積(㎡)	17,315.85
所在地	大崎市岩出山南沢字樋渡1				

## 2 計画期間

計画期間は、令和3年から令和12年までの10年間とする。

## 3 点検・診断によって得られた個別施設の状態

「県有建築物保全点検調査結果票」のとおり

## 4 当該施設の必要性

設置根拠規定等	地方自治法第156条第2項	必要性の有無	有
業務内容	宮城県内の畜産振興推進に関する業務を担当している。		
必要性の判断理由	宮城県の畜産振興の要とも言える牛、豚の精液採取及び家畜の出荷、家畜等の研究を行っており、良質な精液、良質な肉質の家畜を生産するため、畜舎、研究施設共に、畜産試験場内の施設の環境整備の徹底を行う必要がある。また、家畜伝染病予防等防疫対策の徹底のためにも、施設の必要性は高い。		

## 5 施設ごとの今後の対策

管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	<p>畜産振興に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。</p> <p>今後、各施設の点検等を行った際の点検結果については、施設毎に状況をまとめ、修繕箇所の優先順位の決定、修繕方法の選定等施設保全に活用する。</p> <p>比較的新しい施設については、破損及び劣化状況に応じた計画的な修繕を行い、大きな破損等を未然に防ぐ。古く老朽化している施設については、優先順位に沿って計画的に修繕を行い、施設の長寿命化を図る。</p> <p>施設の目標使用年数は、宮城県公共施設等総合管理方針における推計条件を準用し、法定耐用年数の30%増とする。</p>
施設間・対策間の優先順位の判断内容	<p>畜産試験場敷地内にある多くの施設が、建築から数十年経過しており、老朽化が進んでいる。給水設備更新、非常用照明更新、雨漏り改修工事、電気設備改修等の部分的な改修は実施しているが、必要最低限の改修であり、その他の部分については、改修を行っていない状況である。</p> <p>施設付近の給水管及び配線等目に見えない箇所の改修は施設の建築当初から改修を行っておらず、老朽化が進んでいる。</p> <p>3年前、場内全域の給水設備更新を行った際、場内の大きな給水管は改修したが、施設付近に伸びている細い給水管は改修を行っておらず、新受水槽から圧送される水圧に耐えきれず古い給水管が破裂し、漏水が起こる可能性が高い。</p> <p>場内にある多くの施設の外観を見ても、外壁、屋根、基礎部分のひび割れも目立ち、今後も安全に使用を続けるためには、改修が必要である。</p> <p>各施設の改修の規模、改修に係る期間がどの程度必要となるのか令和5年度から情報収集を行い、修繕の優先順位を検討し、令和7年度から順次改修を行うこととして計画する。</p>

## 6 対策内容、時期及び概算費用

短期保全計画表及び中長期保全計画表（本館のみ）のとおり

## 様式2 短期保全計画表

(金額単位：千円)

対策内容	R3年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
	築後44年	45	46	47	48	49	50	51	52	53	
点検・診断		○			○			○			
修繕	58,609	132,713	22,876	30,020	8,000	6,090	6,245	6,383	6,591	6,752	284,279
耐震化(非構造部材)											
更新		10,000	15,840		25,305						51,145
建替	74,966				42,000						116,966
集約化・複合化											
機能転換・用途変更											
廃止・撤去											
計	133,575	142,713	38,716	30,020	75,305	6,090	6,245	6,383	6,591	6,752	452,390

### 記入方法

- 概ね10年間の年度ごとの具体的対策内容(対象部位・工事種別等)と概算費用を記入する。(点検・診断は実施年度に○印のみ記入)
- 修繕(事後保全・予防保全)について、時期及び費用が特定できない場合は、各年度の概算費用として、築後年数に応じた下記単価を延べ面積に乗じた額を記入する。

築後年数	10年未満	10~20年未満	20~30年未満	30~40年未満	40年以上
m <sup>2</sup> あたり費用(円)	151	1,098	1,635	2,213	2,448

国土交通省 「合同庁舎・一般事務庁舎の補修費用の平均」

施設名称：

畜産試験場

中長期保全計画表（総括）

作成年

2020 年

(金額単位:千円)

番号	建物名称	部位	年(西暦)											30年間 合計	備 考
			2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031 ~ 2050		
1	棟名称	本館		953	16,516	5,236		1,292	33,251		854		46,020	104,122	
	延べ面積	2,241㎡	708	10,583		1,951	14,853	323				280	13,026	41,724	
	竣工年月日	1977/8/10			3,197	6,015		94	1,073				28,742	39,121	
	築年数	築43年													
	小計		708	11,536	16,516	10,384	20,868	1,615	33,345	1,073	854	280	87,788	184,967	
2	棟名称														
	延べ面積														
	竣工年月日														
	築年数														
	小計														
3	棟名称														
	延べ面積														
	竣工年月日														
	築年数														
	小計														
4	棟名称														
	延べ面積														
	竣工年月日														
	築年数														
	小計														
5	棟名称														
	延べ面積														
	竣工年月日														
	築年数														
	小計														
6	棟名称														
	延べ面積														
	竣工年月日														
	築年数														
	小計														
7	棟名称														
	延べ面積														
	竣工年月日														
	築年数														
	小計														
8	棟名称														
	延べ面積														
	竣工年月日														
	築年数														
	小計														
合計			708	11,536	16,516	10,384	20,868	1,615	33,345	1,073	854	280	87,788	184,967	

畜産試験場 中長期保全計画表

棟名称 本館
構造 RC造
階 地上2階
延べ面積 2,241㎡
建築年月日 1977/8/10



畜産試験場 全景

作成年

2020年

(金額単位:千円)

Table with columns for item number, location, material, standard cycle, years 2021-2050, 30-year total, remarks, and maintenance history (year and content).

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 1 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
	(対策等)	A
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目) 北上塔屋部分の外壁モルタルが劣化し、著しいひび割れがあります。また、浮きも見られます。	判定
	(対策等) 危険防止に努めるとともに、計画的な改修が望まれます。	C
2 - 2 建築物の外部	(指摘項目) 外壁タイルに大きく浮いている箇所があります。	判定
	(対策等) 計画的な改修が望まれます。特に出入口周辺は早急な対策と危険防止措置が必要と考えます。また、タイルについては定期的に浮きがないか確認するのが望ましいです。※当該建築物は対象外ですが、建築基準法では10年に一度、外壁劣化調査を行うことになっています。	C
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目) パラペットの外面に爆裂による鉄筋の露出が見られます。	判定
	(対策等) 必要に応じて、修繕等を検討してください。	B
3 - 2 屋上及び屋根	(指摘項目) モルタル笠木に浮いている箇所があります。	判定
	(対策等) 危険防止に努めるとともに、計画的な改修が望まれます。笠木は完全に浮いている(人力で動く)状態にはなっていないので、すぐに落下する可能性は低いですが、落下すると大変危険です。改修までは経過観察し、人力で動くようなら撤去してください。	C
3 - 3 屋上及び屋根	(指摘項目) ドレン周りに土等が堆積して、詰まりが見られます。	判定
	(対策等) 定期的に清掃をしてください。	B
4 - 1 建築物の内部	(指摘項目) 内壁にひび割れ、塗装の膨れ、雨漏れの跡が見られます。	判定
	(対策等) 必要に応じて、修繕等を検討してください。	B
5 - 1 避難施設等	(指摘項目)	判定
	(対策等)	A

6 - 1 その他	(指摘項目)	判定
	(対策等)	A
特記事項	<p>・本館北側駐車場のアスファルトが一部陥没しており、さらに大きく陥没する危険性があります。引き続き立入禁止措置を行うとともに、計画的な改修が必要です。排水管の水が漏れて地中の砂が流出している可能性があり、そちらの措置を行わないと同様な状態になることが推測されます。</p> <p>・敷地内の厩舎(点検対象外)が木造で、土台が蟻害により著しい劣化が見られます。傾く等の危険性がありますので、使用する場合は、補強や修繕が必要です。</p>	

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

- A 「指摘なし」:支障なし    B 「要注意」:経過観察が必要  
C 「要計画改修」:長寿命化の観点から計画的な対策が必要  
D 「要是正」:・危険防止の観点から早急な対策が必要  
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和4年9月1日

点検者職氏名	営繕課 技師(一級建築士) 福島一尊
立会者職氏名	畜産試験場 主事 柿崎壮則

2-1



打診により浮きを確認

打診できず。ひび割れ等の状態から右写真と同様な状態と推察します。

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	北上塔屋部分の外壁モルタルが劣化し、著しいひび割れがあります。また、浮きも見られます。危険防止に努めるとともに、計画的な改修が望まれます。
	畜産試験場	本館	C	

2-2



タイルが大きく浮いている箇所があります。



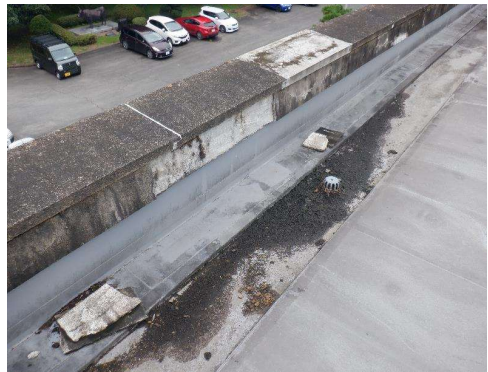
出入口周辺は特に注意が必要です。

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	外壁タイルに大きく浮いている箇所があります。計画的な改修が望まれます。特に出入口周辺は早急な対策と危険防止措置が必要と考えます。また、タイルについては定期的に浮きがないか確認するのが望ましいです。※当該建築物は対象外ですが、建築基準法では10年に一度、外壁劣化調査を行うことになっています。
	畜産試験場	本館	C	

3-2



モルタル笠木に浮きが見られる。



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	モルタル笠木に浮いている箇所があります。危険防止に努めるとともに、計画的な改修が望まれます。笠木は完全に浮いている(人力で動く)状態にはなっていないので、すぐに落下する可能性は低いですが、落下すると大変危険です。改修までは経過観察し、人力で動くようなら撤去してください。
	畜産試験場	本館	C	

判定等	施設名称	建物棟名称	判定
	畜産試験場	本館	



県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[ 建築物 ]

施設名称：畜産試験場

建物棟名称：本館

所在地：大崎市岩出山南沢字樋渡1

①用途：事務所 ②延べ面積：2241㎡ ③階数：地上2階 ④構造：RC造 ⑤竣工年度：昭和52年度

当該建築物の調査者		資格名及び氏名
	代表となる調査者	営繕課 技師 (一級建築士) 福島一尊
	その他の調査者	

番号	調査項目	調査結果 (該当箇所○印)				備考
		指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
		A	B	C	D	
1 敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	○			
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
2 建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況				
(6)	外 壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況			○	
(11)	外 壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況			○	
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)		金属系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(14)		コンクリート系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
<b>3 屋上及び屋根</b>							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○				
(2)	(3) 屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況		○			
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況			○		
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレインを含む。）の劣化及び損傷の状況		○			
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況					
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
<b>4 建築物の内部</b>							
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		○		
(12)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(30)		防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	○				
(34)		照明器具，懸垂物等	照明器具，懸垂物等の落下防止対策の状況	○				
(37)		警報設備	警報設備の劣化及び損傷の状況					
(45)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況					
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
<b>5 避難施設等</b>								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	○				
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況					
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	○				
<b>6 その他</b>								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体，取付部等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)		避雷設備	避雷針，避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	○				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

県有建築物保全点検結果報告書(電気)

調査年月日	令和4年9月1日	改修履歴 大規模改修工事等の 実施年度, 改修概要, 施工業者	平成22年 受変電設備改修工事	
施設名称	畜産試験場		久光電気(株)	
棟名称	本館		平成28年 変圧器更新等工事	
調査者 (所属・職・氏名)	営繕課施設保全班 技術補佐 濱名 智		古川電子サービス(株)	
立会者	主事 柿崎 壮則			
		受変電保守業者	(株)ニュービルディングシステム	
		設備容量・契約	975kVA	495kW
建設年月	昭和52年8月10日	電気設備方式	受変電方式	高圧(6kV)
施工業者	(株)富士電工		非常用自家発	
			常用自家発	
			その他設備	

調査対象設備	設置年or更新年	経過年数	不具合事象 (機能低下、異音異臭、腐食、損傷、発熱、油・空気漏れ、液漏れ、固定不良、基準値外れ、沈下亀裂)			判定	備考
受変電設備							
高圧引込設備	PAS 300A	平成28年	6年	なし		A	
	引込ケーブル	平成18年	16年	なし		A	架空引き込み
受変電設備	3φ50kVA×1台	平成28年	6年	なし		A	キュービクル筐体はS52製(屋内仕様)
	1φ50kVA×2台	平成28年	6年	なし		A	
	コンデンサ 20kvar	平成22年	12年	なし		A	
自家発電設備							
直流電源装置							
電灯・動力設備							
電灯分電盤・電灯動力分電盤	6面	昭和52年	45年	機能低下		C	
動力盤・制御盤							
開閉器盤							
その他							

総括	<p>・分電盤が設置から40年以上経過しています。古いブレーカーは過電流遮断の動作不良や投入不能の恐れもあります。特に主幹ブレーカーは、投入不能となった場合の停電範囲も大きく復旧に時間を要したり、漏電遮断の機能もありますので、更新が望ましいです。</p>
----	---

その他の特記事項	<p>・昨年の電気設備年点検報告書に管理棟M-P回路揚水ポンプNo.1No.2のMC二次側が絶縁不良との記載がありました。古い使用していないポンプであれば、対象配線を切り離すなどの対応が、使用しているものであれば、感電の恐れもありますので、早急な修繕が必要なので、電気主任技術者に確認してください。</p>
----------	---

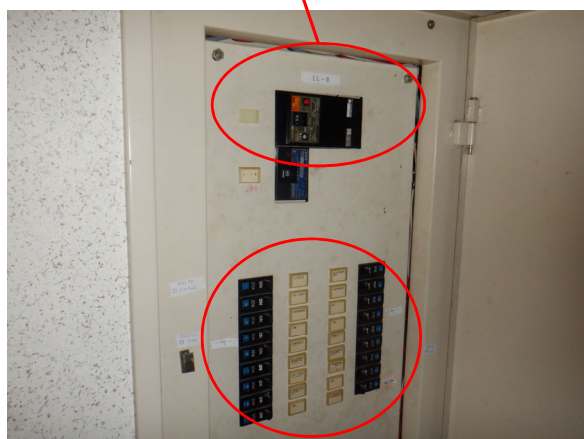
- [判定]
- A 指摘なし: 支障なし
  - B 要注意: 経過観察が必要
  - C 要計画改修: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
  - D 要是正: 危険防止の観点から早急な対策が必要
    - ・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

主幹ブレーカー  
漏電遮断器で設置当初のまま



1L-B分電盤  
子ブレーカー設置当初のまま

主幹ブレーカー  
漏電遮断器で更新済み



1L-A分電盤  
子ブレーカー設置当初のまま

判定

C

・分電盤が設置から30年以上経過しています。古いブレーカーは過電流遮断の動作不良や投入不能の恐れもあります。特に主幹ブレーカーは、投入不能となった場合の停電範囲も大きく復旧に時間を要したり、漏電遮断の機能もありますので、更新が望ましいです。

判定

具有建築物保全点検結果報告書(機械)

調査年月日	令和4年9月1日	改修履歴 大規模改修工事等の 実施年度, 改修概要, 施工業者	H30畜産試験場給水設備等更新工事
施設名称	畜産試験場		
棟名称	本館		
調査者 (所属・職・氏名)	営繕課 施設保全班 技師 関 諒真		
立会者			
竣工年度	昭和52年8月10日		
施工業者	衛生 大丸商店	空調方式	中央方式(A重油)
	暖房 (株)新熱学研究所	給水方式	加圧給水方式

点検対象設備 (重要部位)		有無	設置 or 更新年度	経過 年数	不具合事象 (機能低下, 異音異臭, 腐食, 損傷, 発熱, 漏れ, 基準値外れ, 固定部不良)	判定	備考
空調設備							
熱源機器	ボイラー						
	温水発生機						
	冷温水発生機						
	冷凍機						
	温風炉	有	昭和52年	45年			今後使用予定なし。
冷却塔							
ポンプ(床置型)							
主要配管							
衛生設備							
受水槽		有	平成30年	4年	機能低下	B	庁舎内警報盤で警報確認できない。
高架水槽							
給湯ボイラー(中央式)							
揚水ポンプ(床置型)							
給水ポンプユニット		有	平成30年	4年	なし	A	
主要配管		有	昭和52年	45年	なし	B	R2年度に1部改修。
その他							

総括	受水槽において, 保守点検時にポンプ室内であがった警報が, 庁舎内警報盤で確認がとれていないとの報告がありました。異常発生時に庁舎内で異常を感知できなくなるため, 修繕願います。
----	---

その他の特記事項	
(共通事項) 業務用冷凍空調機器が設置されているため, 平成27年4月改正された「フロンガス排出抑制法」に基づく, パッケージエアコン等の簡易点検を3ヶ月に1回以上実施願います。	

- [判定]
- A 指摘なし: 支障なし
  - B 要注意: 経過観察が必要
  - C 要計画改修: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
  - D 要是正: ・危険防止の観点から早急な対策が必要  
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 畜産試験場

建物棟名称: 乾草格納庫

所在地: 大崎市岩出山南沢字樋渡1

①用途: 倉庫 ②延べ面積 428 m<sup>2</sup> ③階数: 地上1階 ④構造: S造 ⑤竣工年度 昭和 55 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目) 柱脚の一部に腐食が見られ, ウェブが欠損しています。	判定 C
	(対策等) 構造耐力上主要な部分です。計画的な改修が望まれます。	
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
4 - 1 建築物の内部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

- A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要  
C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要  
D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要  
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和4年9月1日

点検者職氏名	営繕課 技師(一級建築士) 福島一尊
立会者職氏名	畜産試験場 主事 柿崎壮則

2-1



欠損部



保護コンクリートの破損



腐食および欠損部

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	柱脚の一部に腐食が見られ、ウェブが欠損しています。 構造耐力上主要な部分です。計画的な改修が望まれます。
	畜産試験場	乾草格納庫	C	

判定等	施設名称	建物棟名称	判定
	畜産試験場	乾草格納庫	



県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[ 建築物 ]

施設名称：畜産試験場

建物棟名称：乾草格納庫

所在地：大崎市岩出山南沢字樋渡1

①用途：倉庫 ②延べ面積：428㎡ ③階数：地上1階 ④構造：S造 ⑤竣工年度：昭和55年度

当該建築物の調査者		資格名及び氏名
	代表となる調査者	営繕課 技師 (一級建築士) 福島一尊
	その他の調査者	

番号	調査項目	調査結果 (該当箇所○印)				備考
		指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
		A	B	C	D	
1 敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
2 建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況			○	
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況				
(6)	外 壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(11)	外 壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)		金属系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(14)		コンクリート系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			スレート
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
<b>3 屋上及び屋根</b>							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	(3) 屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況	○				スレート
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
<b>4 建築物の内部</b>							
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の 室内に 面する 部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(12)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況					
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(21)			耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況			

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(30)		防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(34)		照明器具，懸垂物等	照明器具，懸垂物等の落下防止対策の状況					
(37)		警報設備	警報設備の劣化及び損傷の状況					
(45)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況					
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
<b>5 避難施設等</b>								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況					
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況					
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況					
<b>6 その他</b>								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体，取付部等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)		避雷設備	避雷針，避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 畜産試験場

建物棟名称: 農機具格納庫①

所在地: 大崎市岩出山南沢字樋渡1

①用途: 自動車車庫 ②延べ面積 401 m<sup>2</sup> ③階数: 地上1階 ④構造: S造 ⑤竣工年度 昭和 46 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
4 - 1 建築物の内部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

- A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要
- C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
- D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要  
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和4年9月1日

点検者職氏名	営繕課 技師(一級建築士) 福島一尊
立会者職氏名	畜産試験場 主事 柿崎壮則

県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[ 建築物 ]

施設名称：畜産試験場

建物棟名称：農機具格納庫①

所在地：大崎市岩出山南沢字樋渡1

①用途：自動車車庫 ②延べ面積：401㎡ ③階数：地上1階 ④構造：S造 ⑤竣工年度：昭和46年度

当該建築物の調査者		資格名及び氏名
	代表となる調査者	営繕課 技師 (一級建築士) 福島一尊
	その他の調査者	

番号	調査項目	調査結果 (該当箇所○印)				備考
		指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
		A	B	C	D	
1 敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
2 建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況				
(6)	外 壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(11)	外 壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)		金属系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(14)		コンクリート系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
<b>3 屋上及び屋根</b>							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	(3) 屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況	○				
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
<b>4 建築物の内部</b>							
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(12)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	○				
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(30)		防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(34)		照明器具，懸垂物等	照明器具，懸垂物等の落下防止対策の状況	○				
(37)		警報設備	警報設備の劣化及び損傷の状況					
(45)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況					
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
<b>5 避難施設等</b>								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況					
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況					
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況					
<b>6 その他</b>								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体，取付部等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)		避雷設備	避雷針，避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 畜産試験場

建物棟名称: 農機具格納庫②

所在地: 大崎市岩出山南沢字樋渡1

①用途: 自動車車庫 ②延べ面積 206 m<sup>2</sup> ③階数: 地上1階 ④構造: S造 ⑤竣工年度 平成 5 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目) 屋根の先端が劣化し、破損しています。また、庇部分の鉄骨部材に錆が見られます。	判定 B
	(対策等) 必要に応じて、修繕等を検討してください。	
4 - 1 建築物の内部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項	R4年度改修設計中の建築物	

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

- A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要
- C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
- D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要  
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和4年9月1日

点検者職氏名	営繕課 技師(一級建築士) 福島一尊
立会者職氏名	畜産試験場 主事 柿崎壮則



県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[ 建築物 ]

施設名称：畜産試験場

建物棟名称：農機具格納庫②

所在地：大崎市岩出山南沢字樋渡1

①用途：自動車車庫 ②延べ面積：206㎡ ③階数：地上1階 ④構造：S造 ⑤竣工年度：平成5年度

当該建築物の調査者		資格名及び氏名
	代表となる調査者	営繕課 技師 (一級建築士) 福島一尊
	その他の調査者	

番号	調査項目	調査結果 (該当箇所○印)				備考
		指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
		A	B	C	D	
1 敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
2 建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況				
(6)	外 壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(11)	外 壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)		金属系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(14)		コンクリート系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
<b>3 屋上及び屋根</b>							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	(3) 屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況		○			
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
<b>4 建築物の内部</b>							
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(12)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況					
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(21)			耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況			

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(30)		防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(34)		照明器具，懸垂物等	照明器具，懸垂物等の落下防止対策の状況					
(37)		警報設備	警報設備の劣化及び損傷の状況					
(45)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況					
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
<b>5 避難施設等</b>								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況					
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況					
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況					
<b>6 その他</b>								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体，取付部等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)		避雷設備	避雷針，避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

施設名称: 畜産試験場

建物棟名称: 農機具格納庫③

所在地: 大崎市岩出山南沢字樋渡1

①用途: 自動車車庫 ②延べ面積 206 m<sup>2</sup> ③階数: 地上1階 ④構造: S造 ⑤竣工年度 昭和 55 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
4 - 1 建築物の内部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

- A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要  
C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要  
D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要  
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和4年9月1日

点検者職氏名	営繕課 技師(一級建築士) 福島一尊
立会者職氏名	畜産試験場 主事 柿崎壮則

県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[ 建築物 ]

施設名称：畜産試験場

建物棟名称：農機具格納庫③

所在地：大崎市岩出山南沢字樋渡1

①用途：自動車車庫 ②延べ面積：206㎡ ③階数：地上1階 ④構造：S造 ⑤竣工年度：昭和55年度

当該建築物の調査者		資格名及び氏名
	代表となる調査者	営繕課 技師 (一級建築士) 福島一尊
	その他の調査者	

番号	調査項目	調査結果 (該当箇所○印)				備考
		指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
		A	B	C	D	
1 敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
2 建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況				
(6)	外 壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(11)	外 壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)		金属系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(14)		コンクリート系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
<b>3 屋上及び屋根</b>							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	(3) 屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況	○				
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
<b>4 建築物の内部</b>							
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(12)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況					
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(21)			耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況			

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(30)		防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(34)		照明器具，懸垂物等	照明器具，懸垂物等の落下防止対策の状況					
(37)		警報設備	警報設備の劣化及び損傷の状況					
(45)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況					
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
<b>5 避難施設等</b>								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況					
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況					
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況					
<b>6 その他</b>								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体，取付部等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)		避雷設備	避雷針，避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 畜産試験場

建物棟名称: 精液採取棟

所在地: 大崎市岩出山南沢字樋渡1

①用途: 事務所 ②延べ面積 576 m<sup>2</sup> ③階数: 地上1階 ④構造: S造 ⑤竣工年度 平成 30 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
4 - 1 建築物の内部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
5 - 1 避難施設等	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

- A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要
- C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
- D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要  
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和4年9月1日

点検者職氏名	営繕課 技師(一級建築士) 福島一尊
立会者職氏名	畜産試験場 主事 柿崎壮則



県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[ 建築物 ]

施設名称：畜産試験場

建物棟名称：精液採取棟

所在地：大崎市岩出山南沢字樋渡1

①用途：事務所 ②延べ面積：576㎡ ③階数：地上1階 ④構造：S造 ⑤竣工年度：平成30年度

当該建築物の調査者		資格名及び氏名
	代表となる調査者	営繕課 技師 (一級建築士) 福島一尊
	その他の調査者	

番号	調査項目	調査結果 (該当箇所○印)				備考
		指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
		A	B	C	D	
1 敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
2 建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況				
(6)	外 壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(11)	外 壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)		金属系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(14)		コンクリート系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
<b>3 屋上及び屋根</b>							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	(3) 屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況	○				
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
<b>4 建築物の内部</b>							
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(12)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況					
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(21)	耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況					

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(30)		防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(34)		照明器具，懸垂物等	照明器具，懸垂物等の落下防止対策の状況	○				
(37)		警報設備	警報設備の劣化及び損傷の状況					
(45)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況					
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
<b>5 避難施設等</b>								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況					
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	○				
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	○				
<b>6 その他</b>								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体，取付部等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)		避雷設備	避雷針，避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

# 【畜産試験場】職員宿舎 個別施設計画

策定年月日 令和3年3月16日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	畜産試験場	所管所属名称	畜産課		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	職員住宅	小分類	教職員宿舎
主要建物概要					
構造	非木造	用途	宿舎	建築日	1979/2/20
経過年数	41年	耐用年数	50年	目標使用年数	65年
運営方式	直営	管理者名称	畜産試験場	全延床面積(m <sup>2</sup> )	346.14
所在地	大崎市岩出山南沢字樋渡1				
2 計画期間					
計画期間は、令和3年から令和12年までの10年間とする。					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状況					
「県有建築物保全点検調査結果票」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	県職員宿舎規定		必要性の有無	無	
業務内容	畜産試験場職員の宿舎として利用していた。				
必要性の判断理由	当該施設は、数十年前まで、場内職員の宿舎として利用していた。しかし、十数年前から現在に至り、使用しておらず、建物も封鎖している。そのため、必要性無しと判断したもの。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	<p>数十年前までは、当該職員が使用していたが、現在は、使用していない。それに伴い、水道、電気、ガスについても止めている。</p> <p>現在は、施設内への立ち入りができないよう施錠を行い、封鎖している状態である。用途を変更しての使用予定もないことから、今後は、解体を検討する。</p> <p>解体に至るまでの期間については、建物の状況の調査(基礎、建物内部、雨漏等)による現状把握を行う。また、建物の施錠及び封鎖は継続的に行い、立入禁止区域とする。</p>				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	<p>令和2年現在で、建築より41年を経過しており、外壁のひび割れ等劣化の進んでいる箇所が多く見られる。また、数十年以上使用されておらず、老朽の激しい施設である。</p> <p>建築時より、改修等が行われた形跡はなく、建築当初の状態でも現在も残存している。そのため、建物本体のみでなく、基礎部分の劣化も想定される。</p> <p>現在使用しておらず、今後の使用予定もない施設であり、外壁等のひび割れも多数散見される。今後、年数が経つにつれ、更に状況の悪化が見込まれる。古く劣化の激しい施設であるため、地震等の災害時に倒壊の恐れもある。安全管理の観点から、用途廃止及び解体工事が必要である。</p> <p>解体工事に関して、予算確保に向け場内で協議を行い、令和12年までに予算取得及び解体工事施工を行う。</p>				
6 対策内容、時期及び概算費用					
短期保全計画表のとおり					

# 【畜産試験場】職員宿舎(第一公舎) 個別施設計画

策定年月日 令和3年3月16日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	畜産試験場	所管所属名称	畜産課		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	職員住宅	小分類	教職員宿舎
主要建物概要					
構造	木造	用途	宿舎	建築日	1897/11/30
経過年数	123年	耐用年数	20年	目標使用年数	132年
運営方式	直営	管理者名称	畜産試験場	全延床面積(m <sup>2</sup> )	119
所在地	大崎市岩出山南沢字樋渡1				
2 計画期間					
計画期間は、令和3年から令和12年までの10年間とする。					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
「県有建築物保全点検調査結果票」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	県職員宿舎規定	必要性の有無	無		
業務内容	場長の宿舎として利用していた。				
必要性の判断理由	当該施設は、数十年前まで、場長の宿舎として利用していたが、十数年前からガス、水道、電気を止め、建物の使用の禁止を行っている。また、老朽化も激しく、今後の使用用途もないため、必要性無しと判断したものの。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	<p>数十年前まで場長が使用していたが、現在は、使用していない。それに伴い、水道、電気、ガスについても止めている。</p> <p>施設の老朽化も激しく、修繕等も行っておらず危険であるため、現在は、施設内への立ち入りができないよう施錠を行い、封鎖している状態である。</p> <p>今後の使用用途を検討したが、用途変更をしての使用予定もないことから、解体を検討する。</p> <p>解体に至るまでの期間については、建物の状況の調査(基礎、建物内部、雨漏等)による現状把握を行う。また、建物の施錠及び封鎖は継続的に行い、立入禁止区域とする。</p>				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	<p>令和2年現在、建築より123年を経過している。また、数十年以上使用及び数年以内での修繕が行われておらず、老朽化の激しい施設である。</p> <p>本施設は、昭和49年に一度改修が行われて以来、改修等を実施していない。現在は、外部に関しては基礎に欠けている部分が見られ、基礎内部の劣化も想定される。屋根は、落ち葉、枯れ枝が堆積して腐食が進んでいる可能性が高い。また、内部に関しては、長年立入禁止としており、管理がされておらず、劣化が進んでいる状態で残存している。</p> <p>当施設は、現在使用しておらず、使用用途を検討したが、使用用途も今後の使用予定もない。</p> <p>今後、年数が経つにつれ、今以上に状況の悪化が見込まれる。</p> <p>古く劣化の激しい施設であるため、地震、台風等の災害時に倒壊の恐れもあるため、安全管理の観点から、用途廃止及び解体工事が必要である。</p> <p>解体工事に関して、予算確保に向け場内で協議を行い、令和12年までに予算取得及び解体工事施工を行う。</p>				
6 対策内容、時期及び概算費用					
短期保全計画表のとおり					

## 様式2 短期保全計画表

(金額単位：千円)

対策内容	R3年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
	築後42年	43	44	45	46	47	48	49	50	51	
点検・診断					○						
修繕											
耐震化(非構造部材)											
更新											
建替											
集約化・複合化											
機能転換・用途変更											
廃止・撤去										7,508	7,508
計										7,508	7,508

### 記入方法

- 概ね10年間の年度ごとの具体的対策内容(対象部位・工事種別等)と概算費用を記入する。(点検・診断は実施年度に○印のみ記入)
- 修繕(事後保全・予防保全)について、時期及び費用が特定できない場合は、各年度の概算費用として、築後年数に応じた下記単価を延べ面積に乗じた額を記入する。

築後年数	10年未満	10~20年未満	20~30年未満	30~40年未満	40年以上
m <sup>2</sup> あたり費用(円)	151	1,098	1,635	2,213	2,448

国土交通省 「合同庁舎・一般事務庁舎の補修費用の平均」